

議案第43号

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年5月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(つくば市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 つくば市職員の給与に関する条例(昭和62年つくば市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の107.5」を「100分の100」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(つくば市常勤特別職給与条例の一部改正)

第2条 つくば市常勤特別職給与条例(昭和63年つくば市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」とあるのは、「100分の167.5」を「100分の120」とあるのは「100分の162.5」に改める。

(つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改

正)

第3条 つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改める。

第23条第1項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の107.5」を「100分の100」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後のつくば市職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「改正後の給与条例」という。）第25条第2項（同条第3項又は第3条の規定による改正後のつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及びつくば市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第25条第4項から第6項まで（給与条例第31条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第29条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、つくば市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年つくば市条例第10号）第4条又は第2条の規定による改正後のつくば市常勤特別職給与条例第4条の規定にかかわら

ず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又はつくば市常勤特別職給与条例（第1号ウにおいて「常勤特別職給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - イ 改正後の給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 107.5分の15
  - ウ つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第6条第1項に規定する特定任期付職員又は常勤特別職給与条例第1条に規定する特別職の職員 167.5分の10

- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

- ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- イ 特定幹部職員 62.5分の10

- 3 令和3年12月につくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）その他の規則で定める条例の規定に基づき期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例又はつ

くば市常勤特別職給与条例（第1号ウにおいて「常勤特別職給与条例」という。）の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「つくば市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年つくば市条例第44号）の適用を受ける者その他の規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める」とする。

（規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（提案理由）

令和3年8月10日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与における改正法が公布されたことを踏まえ、国家公務員に準拠し、令和4年6月期以降の期末手当の支給割合等を変更するため、この条例案を提出するものである。

## つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号）新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 第24条（略） （期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4 6（略）</p> <p>第25条の2（以下略）</p>	<p>第1条 第24条（略） （期末手当）</p> <p>第25条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第26条第2項において「特定幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) (4)（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4 6（略）</p> <p>第25条の2（以下略）</p>

## つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号）新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条 常勤特別職の期末手当の額は、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条（以下略）</p>	<p>第1条 第3条（略） （期末手当）</p> <p>第4条 常勤特別職の期末手当の額は、つくば市職員の給与に関する条例（昭和62年つくば市条例第20号。以下「給与条例」という。）第25条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p> <p>第5条（以下略）</p>

## つくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 第6条（略） （給与条例の適用除外）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）第6条の規定」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>第8条（以下略）</p>	<p>第1条 第6条（略） （給与条例の適用除外）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第25条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びつくば市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年つくば市条例第17号）第6条の規定」と、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>第8条（以下略）</p>

## つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 第12条（略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条 第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第1条 第12条（略）</p> <p>（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第13条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「扶養手当の月額並びにこれら」とあるのは「これ」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第14条 第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3（略）</p>



第 2 4 条 (以下略)

第 2 4 条 (以下略)